

住宅用地の利用状況変更による申告

住宅用地は、税負担を軽減するため、所有者からの申告により課税標準の特例措置が適用されます。

この制度を適正に運用するため、土地所有者の方は、土地の利用状況を次のように変更した場合、下記申告先までお知らせください。

- ▽ 更地に住宅を新築し、新たに住宅用地になった場合
- ▽ 店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合
- ▽ 併用住宅(店舗兼住宅など)で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があった場合
- ▽ 住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合
- ▽ 土地の利用状況を変更した場合(例:隣接地を取得して住宅用地とした、新たに敷地の一部を貸し駐車場に変更したなど)
- ▽ 住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合
- ▽ 住宅用地の住宅戸数に変更があった場合

■申告・問い合わせ先
 税務課固定資産税係
 ☎(48)1111(内1109・1110)

家屋の新築、増築、取り壊しをした方・予定のある方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況により課税されます。

新築、増築家屋は、固定資産評価額算定のために調査する必要があります。取り壊した家屋は、年内に取り壊したことを確認して課税台帳から抹消する必要があります。

新築、増築、取り壊しをした方や年末までにこれらの予定がある方は申告先までお知らせください。

一定の条件下で家屋を改修した方は、固定資産税が減額となる制度があります。

- ▽ 耐震改修減額
- ▽ バリアフリー改修減額
- ▽ 省エネ改修減額

これらの制度の適用を受けるためには、申告が必要です。

■申告・問い合わせ先
 税務課固定資産税係
 ☎(48)1111(内1109・1110)

命を守る講習会に参加を

救命入門コース

- 内容 成人に対する心肺蘇生法、AED(電気ショックを与える機器)の取り扱い
- 日時 令和2年1月11日(土) 午前9時30分～午前11時
- 場所 半田消防署成岩出張所(半田市彦洲町2-185)
- 定員 15人
- 申し込み・問い合わせ先 半田消防署成岩出張所 ☎(24)0119

上級救命講習

- 内容 成人に対する心肺蘇生法、AEDの取り扱い、止血法、外傷手当、搬送法などを学びます。
- 日時 令和2年1月25日(土) 午前9時～午後6時
- 場所 半田消防署(半田市東洋町1-6)
- 定員 30人
- 申し込み・問い合わせ先 半田消防署救急課 ☎(21)1492

※ 詳しくは、知多中部広域事務組合消防本部ホームページ(<http://www.cac-net.ne.jp/~chitachu/>)

※ 講習の申し込みは先着順で、半田消防署・各支署・出張所で受け付けています。

危険物取扱者試験

消防法で規定された危険物を取り扱うために必要な国家資格です。

- 試験日 第9回: 令和2年1月19日(日) 第10回: 令和2年1月26日(日)
- 試験場所 名古屋工学院専門学校
- 試験の種類 甲種、乙種第1～6類、丙種
- 受付期間

- ▽ 電子申請 ~12月9日(月)午後5時
- ▽ 書面申請 12月3日(火)～12月12日(木)

試験手数料

- ▽ 甲種 6,600円
- ▽ 乙種 4,600円
- ▽ 丙種 3,700円

申し込み方法

- ▽ 電子申請 (一財)消防試験研究センター愛知県支部ホームページから申請してください。
- ▽ 書面申請 最寄りの消防署、県民事務所、県民相談室などで配布する申請書を(一財)消防試験研究センター愛知県支部に送付してください。

申し込み・問い合わせ先

(一財)消防試験研究センター愛知県支部
 ☎052(962)1503

消費者ホットライン「188」をご存知ですか



消費者庁
 消費者ホットライン188イメージキャラクター「イヤヤン」

消費者ホットライン188(局番なし)は、近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法などによる被害に遭った」などの消費者トラブルで困っていませんか。また、「台風で雨漏りし、修理してもらったがさらにひどくなった」など災害に関するトラブルで困っていませんか。

一人で悩まずに、消費者ホットライン「188(いやや!）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

問い合わせ先

消費者庁消費者教育・地方教育課 消費者ホットライン担当
 ☎03(3507)9190